

## その他の家電製品の処理

### 【想定される家電製品】

- ・ その他の家電製品（PC を含む）としては、以下のようなものが想定される。いわゆる小型家電に分類されるものがほとんどで、有価物として流通するリサイクルルートが存在する。

想定される家電製品		リサイクルルート
PC	デスクトップ PC、ノート PC、液晶ディスプレイ	パソコン 3R 推進協会によるリサイクルシステムあり
携帯電話	充電器を含む	モバイル・リサイクル・ネットワークによるリサイクルシステムあり
小型家電	ビデオカメラ、デジタルカメラ、小型ゲーム機等	小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者
その他（家庭及び事業者等からの排出）	電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、DVD、オーディオ類、モニター、ネットワーク機器、プリンター、コピー機、ドライヤー、アイロン、電気スタンド、空気清浄機、ファンヒーター、トースター	
危険・有害物	家電製品に使われている電池や蛍光灯、燃料タンク、カセットコンロ等	-

### 【処理フロー】

PC については、「被災したパソコンの処理について」（環境省）も参照しつつ、各自治体等における対応を検討する。

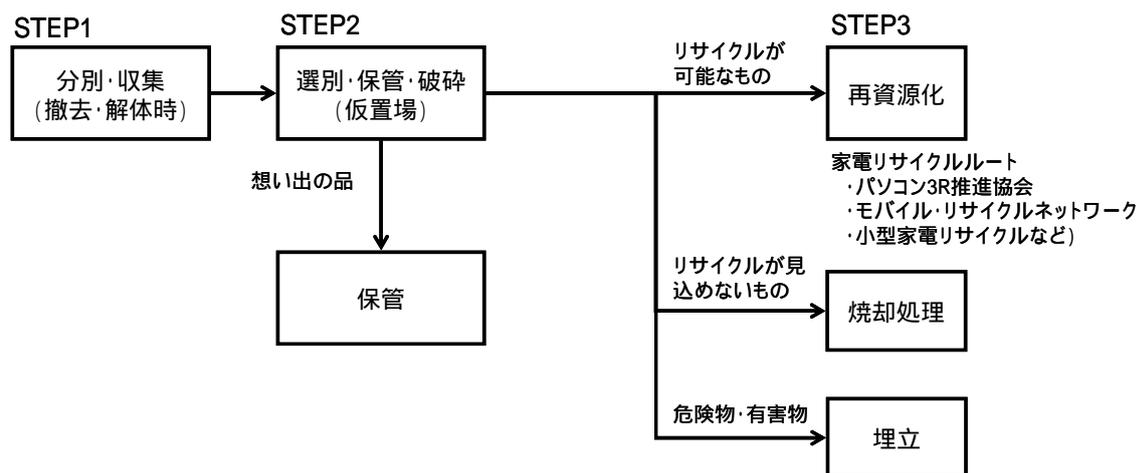


図 1 その他の家電製品（PC 含む）の処理フロー

#### STEP1 撤去・解体現場における分別・収集

- ・ 大きさが比較的小さなものが多く、その他の廃棄物と混ざりやすいので、できるだけ早い段階で分別を行う必要があるため、被災建築物等の撤去・解体時に分別を行い、仮置場へ搬出する。
- ・ 「思い出の品」として配慮が必要なものとして、PC、携帯電話、デジカメ・ビデオ、HDD 等がある。
- ・ 発見された「思い出の品」に該当する家電類は、所定保管場所において一定期間保管する。

#### STEP2 仮置場における選別・保管・破砕

- ・ 撤去・解体現場から仮置場へ搬出された家電製品からリサイクルが可能な製品を選別する。
- ・ リサイクルが見込めない家電製品やニッケル電池、カセットコンロ等の危険・有害廃棄物は、別途区分して保管する。蛍光灯の安定器やコンデンサの中には PCB 含有のものがあり、廃棄物処理法の保管基準に従って保管する必要がある。
- ・ リサイクル不可能な家電製品は破砕し、金属類を回収後、焼却する。

#### STEP3 再資源化または処理

- ・ PC 及び携帯電話・小型家電等については、可能な限りリサイクルルートを活用する。
- ・ PC の HDD 等に保存されているデータについては、データ破壊の必要があるが、データを破壊することを最優先するのではなく、廃棄物処理ごみの減容化のための処理を優先すべきである。